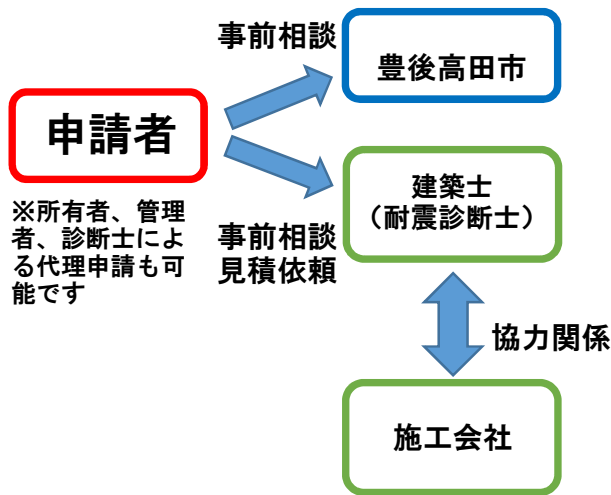


木造住宅耐震改修の流れ（全体改修の場合）

受付 4月第2月曜

～
終了 12月第3金曜

手順
①



※所有者、管理者、診断士による代理申請も可能です

・事前相談と必要書類の取得

建物が耐震改修補助の対象となるか豊後高田市と診断を行った建築士に事前相談をお願いします。補助条件は耐震診断を実施し、評点が1.0未満であり、評点を1.0以上にする改修工事が条件です。

また、建築士（診断士）には耐震補強設計と工事に係る見積書を依頼する必要がありますのでご注意ください。

必要な書類

- ア) 木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修）「様式第1号-2」
- イ) 住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し
- ウ) 住宅の位置図
- エ) 概略平面図※店舗併用の場合
- オ) 診断表の写し
- カ) 補強計画による改修後の構造評点を示す書類
- キ) 改修工事の概略の内容を示す平面図、他の図面
- ク) 耐震改修等の概算費用の内訳書（見積書）
- ケ) その他、市長が必要と認める書類

※所有者と申請者が異なる場合（賃貸等）は所有者の承諾書が必要になります。

手順
②



・申請

申請書と必要書類を豊後高田市に提出します。

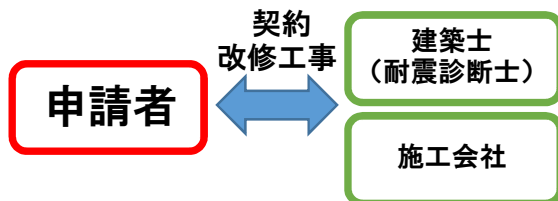
手順
③



・内容審査と交付決定

申請内容を審査し交付決定通知を発行します。（補助金額の決定）

手順
④



・耐震改修工事

建築士及び施工会社と契約し、改修工事を行います。途中、豊後高田市も確認のために現場へうかがいます。

手順
⑤



・完了報告、請求

完了報告書と請求書を豊後高田市に提出します。

必要な書類

- ア) 木造住宅耐震化促進事業完了報告書「様式第5号」
- イ) 改修工事の概略の内容を示す平面図、他の図面
- ウ) 耐震改修工事等に係る工事代金の領収書の写し
- エ) 耐震改修工事等の実施個所の写真（施工状況及び完了）
- オ) 耐震補強設計の診断書の写し
- カ) その他市長が必要と認める書類

手順
⑥



・確定通知、補助金交付

完了報告を審査し、交付確定通知を発行します。（補助金額の確定）その後、請求書を受け取り補助金を交付します。